

振動規制法に基づく特定施設一覧（施行令別表第1）

一 金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
ニ 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
四 織機（原動機を用いるものに限る。）
五 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
六 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
七 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
九 合成樹脂用射出成形機
十 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）